

## 寄附金税額控除に係る申告特例申請書の記入の仕方

申告特例申請とは、確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組み「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。特例の申請にはふるさと納税先の自治体数が5団体以内で、ふるさと納税を行う際に各ふるさと納税先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出する必要があります。

申告特例を受けられる方は、下記の記入の仕方を確認し、申請書を送付してください。

- 1 日付は提出日を記入し、住所には住民票の住所をご記入ください。

氏名とフリガナをご記入し、押印が必要です（朱肉印）。

**個人番号欄にはマイナンバー（個人番号）の記入が必要となり、下記の本人確認資料の添付が必要となります。**

【本人確認資料の例】

- ・個人番号カードの両面コピー
- ・通知カードの両面コピーか個人番号が記載された住民票の写し +（プラス）  
運転免許証、運転経歴証明書、身体障害者手帳、精神障害者福祉手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書のいずれかのコピー  
(写真が住所・氏名・生年月日または住所が確認できるようコピーする。)

- 2 「2. 申告の特例の適用に関する事項」に該当する場合は、チェックをして下さい。  
下記の両方に該当しない場合は申請が出来ません。

- ① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象者である

所得税や住民税の申告を行う必要なく、ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的の方が対象です。（例年お勤めの会社等で年末調整されている方です。）

※確定申告を行わなければならない自営業者等の方や、給与所得者や年金所得者の方でも医療費控除等で確定申告を行う方などは対象となりません。

- ② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

ワンストップ特例申請で寄附する市町村等の数が、年間で5団体以下であると見込まれる方が対象です。

※ワンストップ特例を申請された方が、医療費控除等の控除の追加や所得の申請などにより、確定申告や住民税申告を行った場合や、5団体を超える市町村等に申請を行った場合は、ワンストップ特例の申請は無効となりますので、確定申告などの際には、寄附金の申告もお忘れなきようご注意ください。

- 3 上記のことを確認したら、**1月10日までに下記に送付してください。**受理後に受付書を送付いたします。

〒891-7192

鹿児島県大島郡徳之島町亀津 7203

徳之島町役場企画課ふるさと思いやり応援推進係

TEL : 0997-82-1111 FAX : 0997-82-1101